

令和 2 年度の債権管理の取組み

1 基本的な考え方

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済情勢及び雇用状況に鑑み、数値目標の設定及び行動計画の策定を行わず、納付困難な方に対して適切に対応することとしているが、このような状況の下でも債権管理条例等に基づいた適正な債権管理を行っていかなければならない。

今後の見通しは不透明であるものの、事態収束後においては、改めて目標を設定し、行動計画を策定することとする。

2 主な取組み

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により納付困難な方に対する適切な対応

ア 減免及び猶予制度の積極的な案内と適切な適用

- ・市公式ウェブサイト等を通じた広報や、納付相談時に制度案内を実施
- ・納付相談における債務者の事情の丁寧な聴き取り
- ・緊急経済対策等により設けられた減免又は猶予を適切に適用
- ・緊急経済対策等により設けられた減免又は猶予の対象とならない者についても、現行の猶予制度（※）の適用を検討

※ 強制徴収債権…徴収の猶予及び換価の猶予

非強制徴収債権…履行延期の特約

イ 各種支援窓口への案内

- ・本市の給付、援助、貸付等の相談窓口
- ・生活困窮者の自立支援相談等の窓口
- ・多重債務に関する相談窓口

(2) 適正な債権管理

- ・減免又は猶予等の対象とならない債務者に対しては、債権管理条例等に基づいた適正な債権管理を実施